

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表に関する説明

(1) 任期の定めのない常勤職員における男女の給与の差異について

任期の定めのない常勤職員における女性職員の割合は、令和5年3月31日時点で3.8%であるところ、近年女性職員の新規採用を増やした結果、勤続年数が12年以下の職員が10割を占めているため、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。

(2) 任期の定めのない常勤職員以外の職員

当組合において採用している「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は以下の通りである。

- ・ 定年退職後の再任用職員（以下、「再任用職員」とする。）
- ・ 会計年度任用職員

再任用職員と会計年度任用職員の給与は共に条例で定められており、両者を比較すると前者の方が給与水準は高くなっている。当組合においては再任用職員には男性職員のみが、会計年度任用職員には女性職員のみが任用されていることから、40.4%の給与差が生じている。

(3) 全職員

全職員における女性職員の割合は、令和5年3月31日時点で4.9%であるところ、そのうち任期の定めのない常勤職員と比較して給与水準の低い会計年度任用職員が25%を占めていることから、39.6%の給与差が生じている。

(4) 役職段階別

当組合においては係長以上の役職に就く女性職員がいないことから公表すべきデータはない。

(5) 勤続年数別（11～15年）

勤続年数区分11～15年に該当する女性職員の勤続年数は12年以下が10割を占めていることから16.8%の給与差が生じている。

(6) 勤続年数別（1～5年）

()内の数値は同一採用年数で男女の給与差異を比較したもの。

(補足) 勤務形態と給与

当組合における勤務形態は以下の2つに分けられる。

- ・ 日勤者
- ・ 交替勤務者

交替制勤務者は深夜業（22時から5時までにおける勤務）・休日勤務・災害出動に従事するため、それらに伴う各種手当が発生することから日勤者と比較して給与水準が高い傾向にある。